

大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等の普及促進を図ることにより、エネルギーの有効活用に寄与し、もって地球温暖化の防止に資するために、当該システム等を設置し、又は当該システム等が設置された住宅を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、次条に規定する補助対象者が次に掲げるシステム等（未使用品であり、かつ、リース契約により使用するものでないものに限る。以下「システム等」という。）の設置又はシステム等が設置された住宅の購入（以下「システム等の設置等」）に係る事業とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム（次に掲げる要件を満たすシステムに限る。）

ア 太陽光発電による電気が、当該システムが設置される住宅において消費され、連携された低圧配電線（配電用変電所から電力を供給する配電線のうち、100ボルト又は200ボルトの電線をいう。）に余剰の電気が逆流されるシステムで、かつ、太陽電池モジュールの最大出力値（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）とする。以下同じ。）又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満であるもの

イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条に規定する認定基準を満たすもの（第9条に規定する実績報告までに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定を受けたものに限る。）

(2) リチウムイオン蓄電池（前号の住宅用太陽光発電システムと併せて設置するものであって、市長が別に定めるものに限る。）

(3) 家庭用燃料電池システム（都市ガス等の燃料から作る水素と空気中の酸素により発電し、熱を取り出すことができるシステムであって市長が別に定めるものに限る。以下「エネファーム」という。）

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 電力会社と電灯契約を締結している、又は締結する予定である者
- (2) 自らが居住し、又は居住を予定している本市内の住宅（店舗、事業所等との兼用の場合を含み、当該住宅の延べ床面積の過半が居住の用に供されるものに限る。）についてシステム等の設置等をする者
- (3) 本市の市税等に滞納がない者
- (4) システム等の設置等をする住宅が補助対象者の所有のものでない、又は共有のものである場合は、当該所有者又は当該共有者から書面によるその承諾を受けている者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるシステム等の区分に応じ、当該各号に定める額又はシステム等の設置等に要する経費の実支出額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）のいずれか少ない方の額とする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 10,000円に太陽光モジュールの最大出力値を乗じて得た額（ただし、40,000円を上限とする。）
- (2) リチウムイオン蓄電池 30,000円
- (3) エネファーム 40,000円（定格出力が500ワット未満の場合は20,000円）

(交付の制限等)

第5条 補助金の交付は、前条各号に掲げるシステムごとに、補助対象者1人につき1回限りとする。ただし、住宅用太陽光発電システムに係る設置等をする場合において、特に市長が必要があると認めるときは、2回目以降の申請をすることができる。

2 前項ただし書の規定により2回目以降の申請があり、その補助を認めた場合の補助金の上限額については、前条第1号に定める上限額から既に交付を受けている補助金の額を控除した額とする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、システム等の設置工事に着手する前（システム等が設置された住宅を購入する場合は、その引渡し前）で、別に定める申請期間内に、大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) システム等の型式、規格等が確認できる仕様書及び設置の状況が確認できる配置図
- (2) 工事請負契約書の写し又はシステム等が設置された住宅の売買契約書の写し

- (3) システム等の設置場所の現況写真
- (4) 同意書（住宅の所有者が申請者以外である場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要があると認める書類
（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適否を決定した上で、その結果を大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付等決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（内容変更の承認等）

第8条 補助事業者は、システム等の設置等に係る計画内容に変更が生じたときは、変更内容が確認できる書類を添付し、速やかに大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置計画変更承認申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更で市長がその提出を不要であると認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認するときは大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置計画変更承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者が計画を中止する場合は、速やかに大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置計画中止届を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、システム等の設置を完了した日（システム等が設置された住宅を購入した場合は、その引渡日。以下同じ。）の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日（日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この条において「休日等」という。）に当たるときは、その直前の休日等でない日）のいずれか早い日までに、大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置完了実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（システム等の設置場所と同一住所とするものとする。）
- (2) システム等の設置状況を示すカラー写真（住宅用太陽光発電システムの場合は、太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるもの。ただし、設置環境により写真撮影ができない場合は、システム等の配置図でも可とする。）
- (3) システム等の設置等に係る領収書の写し
- (4) 電力会社との電灯契約の内容が確認できる書類（第2条第1号及び第2号に掲げるシステム

等の設置等をする場合に限る。)

(5) 次に掲げるシステム等の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 住宅用太陽光発電システム 設置した太陽電池モジュールの変換効率及び当該システムが未使用品であることが確認できる出力対比表（設置枚数分の出力と製品番号の対比ができるもの）

イ リチウムイオン蓄電池及びエネファーム 当該システム等の出荷証明書の写し又は保証書の写し若しくはこれに代わるもの

(6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要があると認めるもの

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定して、大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得したシステム等（以下「取得財産」という。）

を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産を取得した日の属する年度の3月31日の翌日から起算して5年を経過する日までは、取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）はできない。ただし、あらかじめ第4項の規定により市長が承認した場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、取得財産の処分等について、市長の承認を受けようとするときは、取得財産処分等承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、これを承認するときは取得財産処分等承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ補助事業者に通知するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、取得財産の管理及び運用の状況を調査することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が虚偽又は不正の事実に基づいて規則第4条及び第6条の規定による

申請をしたときその他市長が補助事業の施行について不正な行為があると認めるとき又は補助事業者が第9条の規定による実績報告をしないときは、規則第12条の規定により交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金返還請求書により、期限を定めて返還させるものとする。

(調査)

第15条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期すため、必要と認めるときは、システム等の設置等に係る工事の状況、稼働状況等について、調査することができる。

(協力)

第16条 市長は、補助事業者に対して、市が取り組む環境施策に係るアンケート、システム等に係る使用状況等について、調査協力を求めることができる。

(様式)

第17条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第235号）

(2) 大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱（平成24年大和市告示第47号）

(3) 大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱（平成30年大和市告示第43号）

(経過措置)

3 施行日前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる要綱の規定により交付した補助金に係る取得財産の管理及び処分並びに当該交付決定の取消し及び当該補助金の返還については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日告示第 42 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日告示第 49 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条第 1 号イの改正規定は、公表の日から施行する。

別表（第 17 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置 費補助金交付申請書	第 6 条
第 2 号様式	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置 費補助金交付等決定通知書	第 7 条
第 3 号様式	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置 計画変更承認申請書	第 8 条
第 4 号様式	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置 計画変更承認通知書	第 8 条
第 5 号様式	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置 計画中止届	第 8 条
第 6 号様式	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置 完了実績報告書	第 9 条
第 7 号様式	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置 費補助金交付額確定通知書	第 10 条
第 8 号様式	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置 費補助金交付請求書	第 11 条
第 9 号様式	取得財産処分等承認申請書	第 12 条
第 10 号様式	取得財産処分等承認通知書	第 12 条
第 11 号様式	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置 費補助金交付決定取消通知書	第 13 条
第 12 号様式	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置 費補助金返還請求書	第 14 条